

『T&A master』平成17年4月11日記事より

## 税務代理権の侵害、控訴審も国家賠償請求を認めず

税理士の心情は理解できるが税務署員の違法は認め難い

T&A master 編集部 佐治俊夫

大阪高等裁判所 第14民事部(井垣敏生裁判長)

平成17年3月29日判決

(事件概要等の前文省略)

○ 第一審の認定に比べ、税理士の心情に配慮しているが

大阪高裁での控訴審は、39名の補佐人税理士が判決書に掲載されるなど、税理士の強い関心の中で、審理が行われていた。主たる争点が「税理士の税務代理権」と「税務署の質問検査権」の衝突であるだけに、補佐人税理士からは白熱した口頭意見陳述が行われたりもしてきた。

本件控訴審では、税務署員らの控訴人(税理士)に対する違法行為の存否(争点1)、控訴人の権利、利益の侵害の有無(争点2)、損害額(争点3)が争点になった。なかでも無予告調査から始まる税理士の税務代理権と税務署員の質問検査権を巡る厳しい対立(争点1)について、①臨場に当たり事前通知を欠如したことは違法か、②税務代理権を無視する言動があったか、③税務調査を打ち切ったことは違法か、④調査理由を開示しなかったことは違法か、⑤脅迫的言動があったか、⑥その他本件税務署員らの違法行為があったか、という争点が設定されている。

原審(神戸地裁)は、税理士の主張に対して、全て否定的な判断を示し

てきたが、控訴審は税理士の役割・税理士の心情に一定の肯定的な評価を判示している。控訴審判決は、税理士の主張・心情に肯定的に評価できる部分があるとしても、税務署員の質問検査権の行使にも必要性があるとして、違法とは認め難いとする判断を行っている。

○ 一から書き改めた控訴審判決の評価は？

本件控訴審判決は、原審(神戸地裁)の事実認定及び課税処分取消が争われた別件の税務訴訟(熊本地裁・福岡高裁・最高裁)における事実認定とは、かなり趣きを異にした判示を行っている。「税理士の主張に対して一定の評価を判示する」ために、棄却の結論は同じであるものの、原審の判決を一から書き改めたものとなっている。

しかし、結論において、税理士の主張はことごとく採用されるまでには至っていない。裁判所が、事実認定で踏み込めずにいること(事実認定の立証が困難?)、税務署員らの質問検査権の行使に理解を示していることから、「税理士の主張に対して一定の評価を判示するに、留まらざるを得ない」との印象だ。

勘ぐれば、控訴人を含む本件訴訟に参加した多数の税理士へのリップ・サービス、見方を変えれば、「税理士の税務代理権」と「税務署の質問検査権」の範囲についての、貴重な判示ということにもなる。

○ 控訴人は「結論ありき」の事実認定に不満

原告・控訴人である本坊美通税理士は、控訴審判決について「事実を

否定する姿勢にたっても判決であり、「結論(棄却)ありき」の事実認定が行われている。それでは何も出てこない。」との不満を語っている。本坊税理士が本件訴訟で求めていたものは、税務署員らの違法な職務行為の認定であり、控訴審判決の判示する「身上の理解」とはかけ離れている。本坊税理士は、控訴審判決に「納得できない」としているが、これまでの訴訟の経過を踏まえ、税務代理権侵害について、司法(裁判所)の判断に期待することの無力感をも感じているようだ。